## 「森林経営管理法(森林経営管理制度) | が 4月からスタートします!!

本年4月から森林経営管理制度がスタートします!! 新たな制度では、森林の経営管理が行われていない森 林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者を つなぐことで適切な経営管理を行います。

適切な森林の経営管理を行うことで、①放置された森 林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる効 果、②森林の多面的機能が向上し、土砂災害等の発生リ スクが低減され、地域住民の安全・安心につながる効果 などが期待されます。

今後、森林所有者の方を対象に市町村による経営管理 意向調査がはじまりますので、ご協力をお願いします。



## 森林環境税と森林環境譲与税の創設!!

本年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関す る法律 | が成立しました。

本税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防 止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に 確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分か ち合って森林を支える仕組みとして創設されました。

これにより、2024年度から「森林環境税」のご負担を お願いすることとなりますが、これに先立ち、森林現場 の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度 の導入にあわせて2019年度から「森林環境譲与税」の 市町村等への譲与が始まります。

市町村等へ譲与された「森林環境譲与税」は、間伐や 人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等 の「森林整備及びその促進に関する費用」等に充てられ ることとなります。

本税をきっかけに、山村地域の森林整備のみならず、 都市と山村の連携による木材利用等が進むことが期待 されます。

